

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第1号

平成23年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年2月9日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成23年2月16日（水）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室
3. 付議事件
 - (1) 平成23年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算について
 - (2) 平成22年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第2号）について
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて
 - (4) 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

○平成23年2月16日

○現在議員5名で次のとおり

1番	御園生	浩	士	君
2番	佐藤	修	二	君
3番	兒玉	正	直	君
4番	櫻井	道	明	君
5番	中村	孝	治	君

平成23年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

平成23年2月16日（水曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 会議録署名議員の指名

3. 会期の決定

4. 諸般の報告

5. 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで

6. 提案理由の説明

議案第1号から議案第4号まで

7. 議案第1号から議案第4号まで、質疑、討論、採決

8. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	中	村	孝	治	君	
副議長	佐	藤	修	二	君	
1番	御	園	生	浩	士	君
3番	兒	玉	正	直	君	
4番	櫻	井	道	明	君	

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	藏	和	雄	
副管理者	小	坂	泰	久

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	京	増	恒	一
主幹	富	永	文	敏
総務課長	門	山	孝	雄
施設管理課長	齋	藤	雅	文
会計管理者	山	本	信	博

○構成市町出席職員

佐倉市経済 環境部部長	大	野	直	道
酒々井町 民生担当参事	矢	部	雄	幸
佐倉市経済 環境部廃棄物 対策課課長	南波	佐間	信	彦
酒々井町生活 環境課課長	越	川	光	司

○議会事務局出席職員氏名

総務課 庶務係長	坂上雅敏
-------------	------

○連絡員

施設管理課 課長補佐・ (計画係長) 施設係長	中村宏之
総務課 課長補佐 (人事係長)	秋葉和夫
総務課 主任技師	櫻井江里佳

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時30分)

○議長（中村孝治君） ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成23年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村孝治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、兒玉正直議員、櫻井道明議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中村孝治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期定例会の会期は、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中村孝治君） 諸般の報告を行います。

監査委員より定期監査及び例月出納検査の結果報告の提出がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎議案の上程

○議長（中村孝治君） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号を一括議題とすることにご異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第4号を一括議題とすることに決しました。

◎議案第1号～議案第4号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（蕨 和雄君） 管理者であります佐倉市長の蕨和雄でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。ただいまから本日提案をいたします議案4件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成23年度清掃組合一般会計予算であります。当組合におきましては、従前より施設の効率的な運営に取り組み、経費削減に努めており、平成23年度におきましても、引き続きごみの適正処理を確保しながら、歳出の抑制に取り組んでおります。

予算の内容でございますが、歳入歳出予算の総額は13億77万5,000円で、前年度に比べて3,985万8,000円、率にして2.97%の減となっております。

歳入の主なものは、佐倉市及び酒々井町の負担金並びにごみ処理に係る手数料でございます。なお、平成18年度から行っておりました財政調整基金の取り崩しについて、公債費の減少により今年度は行っておりません。また、組織市町負担金につきましても、昨年と比べまして2,691万円の減となっております。

歳出の主なものは、施設の維持管理等ごみ処理に要する経費及び施設建設に係る償還金、いわゆる公債費であります。なお、公債費につきましては、昨年と比べまして5,353万5,000円の減となっております。

議案第2号は、平成22年度清掃組合一般会計補正予算（第2号）であります。今回の補正額は2,684万8,000円の追加補正であります。その主なものは、当組合において売却しております鉄、アルミ等の有価物の価格が上昇したことによる歳入増、並びに業務委託契約の発注に当たり、競争入札の結果生じた執行残の減額でございます。以上のことに伴い財政調整基金積立金を4,513万9,000円増額し、総額7,594万6,000円といたそうとするものでございます。

議案第3号は、一般職職員の給与に関する条例及び一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めるものであります。その内容は、平成22年度人事院勧告、千葉県人事委員会勧告及び佐倉市の給与改定の状況に準じて平成22年12月1日から職員の給料表及び期末勤勉手当の引き下げ、さらに同年4月から11月までの給与の所得格差の調整措置等を行ったものであります。

議案第4号は、千葉縣市町村総合事務組合より館山市及び南房総市学校給食組合の解散に伴う団体数の減少に係る規約改正について協議を求められているものであります。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり可決及び承認くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村孝治君） 続きまして、事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（京増恒一君） 事務局長の京増恒一でございます。座らせていただいて説明させていただきます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。議案第1号 平成23年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。読み上げさせていただきます。

平成23年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算

平成23年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億77万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費

の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月16日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤和雄。

7ページをごらんください。平成23年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出予算事項別明細書でございます。本年度予算と前年度予算の比較を載せてございます。

歳入でございますが、分担金及び負担金、財産収入、繰入金が前年度と比較して減額となっており、使用料及び手数料、諸収入については増額となっております。

右側の比較の欄をごらんください。増減額でございますが、減額分は1款分担金及び負担金2,691万円、3款財産収入35万5,000円、繰入金2,000万円でございます。増額分につきましては、2款使用料及び手数料101万5,000円、5款諸収入639万2,000円となっております。合計といたしましては、3,985万8,000円の減額でございます。

8ページをごらんください。歳出でございます。表の中央にございます比較の欄をごらんください。増減額でございますが、減額分は、2款総務費1,854万円、4款公債費5,353万5,000円、5款諸支出金35万5,000円でございます。増額分につきましては、3款衛生費3,257万2,000円となっております。合計といたしましては、3,985万8,000円の減額となっております。

9ページをごらんください。歳入の詳細でございます。1款分担金及び負担金は、組織市町負担金で8億4,159万7,000円でございます。佐倉市の負担金は7億4,760万4,000円、酒々井町の負担金は9,399万3,000円でございます。負担金総額の平成22年度との比較につきましては、3.1%の減となっております。負担金の詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

2款使用料及び手数料につきましては、ごみ処理手数料で3億9,144万円でございます。10キロ当たり350円で1万1,184トンの搬入量を見込んでございます。

3款財産収入につきましては、財政調整基金利子で9万7,000円でございます。

4款繰越金につきましては、前年度繰越金で500万円でございます。

10ページをごらんください。5款諸収入につきましては、1項預金利子1,000円と2項雑入6,264万円でございます。2項雑入の主なものは、鉄、アルミ等の有価物売払収入4,686万6,000円、リサイクル品販売収入150万5,000円、園芸施設に供給しております蒸気使用料254万円、売却電力料金1,160万4,000円でございます。雑入の平成22年度と

の比較につきましては、有価物の売却価格の上昇等により11.4%の増となっております。

次に、繰入金でございますが、平成18年度から行っておりました財政調整基金からの繰り入れにつきましては、廃止科目といたしました。

歳入合計といたしましては13億77万5,000円でございます。

13ページをごらんください。歳出の詳細でございます。1款議会費、1項議会費、1目議会費は40万7,000円でございます。議会及び議会運営に要する経費を計上いたしております。議員報酬及び議事録作成業務委託料が主なものでございます。

飛びまして、17ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1億6,830万2,000円でございます。主に職員の人件費、一般管理費等を計上いたしております。表の右側、説明欄の上段をごらんください。人件費につきましては、情報公開審査委員3名の報酬、特別職2名、再任用職員3名を含む一般職職員20名の給料、職員手当等及び共済費を計上いたしております。説明欄の下段をごらんください。需用費につきましては267万1,000円でございます。主なものは消耗品費で、事務用品、複写用品、清掃用品、書籍、新聞代等でございます。

18ページの説明欄の上段をごらんください。委託料538万3,000円の主なものにつきましては、警備業務委託料119万1,000円、消防設備保守点検業務委託料220万5,000円でございます。次の使用料及び賃借料150万4,000円のうち賃借料111万3,000円につきましては、主にイントラ用サーバ機器の賃借料でございます。一般管理費の平成22年度との比較につきましては、職員の退職等に伴い9.9%の減となっております。

19ページをごらんください。2項監査委員費、1目監査委員費9万2,000円につきましては、監査委員2名の報酬及び旅費の費用弁償が主な内容でございます。

23ページをごらんください。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費9億180万1,000円でございます。ごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に要する経費を計上いたしております。説明欄の上段をごらんください。需用費の9,658万4,000円でございます。主なものとしましては、3行目の光熱水費が4,681万9,000円で、その内容といたしまして電気料金3,352万7,000円、水道料金1,214万5,000円、下水道料金114万7,000円でございます。次に、修繕料163万8,000円でございます。これは焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場浸出液処理施設、それぞれの修繕料でございます。次の医薬材料費3,846万8,000円は、ダイオキシン類、塩化水素等を除去するための活性炭入り消石灰、ボイラー用薬品、排水処理用薬品等の購入費用でございます。

中段に移りまして、委託料 5 億 6,635 万 1,000 円でございます。各種分析調査業務委託料 1,338 万 5,000 円につきましては、施設の運転管理の状況を把握するため、ばい煙、ダイオキシン類、臭気、水質等の分析調査業務を委託するものでございます。次のごみ焼却処理施設等管理業務委託料 2 億 8,234 万 5,000 円につきましては、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の運転管理及び保守点検業務を委託するものでございます。浸出液処理施設管理業務委託料 1,004 万 6,000 円につきましては、浸出液処理施設の運転管理及び保守点検業務を委託するものでございます。有価物再資源化処理業務委託料 3,670 万 3,000 円につきましては、鉄、アルミ、瓶、缶を再資源化とする業務を委託するものでございます。焼却灰再生化、エコセメント化になります、処理業務委託料 5,544 万円につきましては、平成 17 年度から稼働しております焼却炉、D 炉の飛灰をエコセメント化する業務を委託するものでございます。また、焼却灰収集運搬業務委託料 531 万 3,000 円につきましては、D 炉の飛灰について、県内のエコセメント施設へ運搬する業務を委託するものでございます。廃乾電池処理業務委託料 396 万 6,000 円、廃蛍光管再資源化処理業務委託料 196 万 6,000 円につきましては、廃乾電池及び廃蛍光管の再資源化業務を委託するものでございます。

次に、焼却灰収集運搬再生化処理業務委託料 1 億 1,134 万 2,000 円でございます。これにつきましては、A、B、C、3 炉の飛灰につきまして、飛灰の収集運搬及び再資源化処理業務を委託しようとするものでございます。焼却残渣収集運搬処理業務委託料 3,984 万 8,000 円につきましては、埋め立て処分しておりました残渣につきまして、処分場の延命化を図るため収集運搬及び処理業務を委託しようとするものでございます。

説明欄の下段、工事請負費 2 億 3,592 万 3,000 円の主な内容につきましては、焼却炉及び廃熱ボイラー等の整備工事を実施するものでございます。

24 ページをごらんください。説明欄の上から 5 行目、原材料費でございます。原材料費 51 万 5,000 円は、廃蛍光管をこん包する段ボール、最終処分場管理用の山砂等を購入するものでございます。負担金補助及び交付金 184 万 7,000 円は、汚染負荷量賦課金でございます。公害健康被害補償法に基づき、公害による健康被害の救済や健康被害予防事業のため、独立行政法人環境再生保全機構へ納付する賦課金でございます。2 目センター運営費は、リサイクルセンターの運営費 218 万 8,000 円でございます。運営費の主なものは委託料 199 万円で、佐倉市や酒々井町からの放置自転車あるいは粗大ごみとして家具等を再使用するため、佐倉市と酒々井町のシルバー人材センターに再生業務を委託す

るものでございます。

27ページをごらんください。4款公債費、1項公債費、1目元金2億261万8,000円は、平成14年度から16年度の100トン炉増設事業に伴う3件の地方債償還金の元金でございます。平成10年度から12年度にかけて実施いたしましたダイオキシン対策事業に伴う地方債償還が完了したことにより平成22年度と比べまして19.9%の減となっております。次に、2目利子2,227万円は、元金同様に3件の地方債償還金の利子でございます。償還金元金と同様に平成22年度と比べまして12.7%の減となっております。

次に、31ページをごらんください。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費9万7,000円でございます。これは、財政調整基金の利子分について基金に積み立てようとするものでございます。

35ページをごらんください。6款予備費、1項予備費、1目予備費は300万円でございます。

それによりまして、歳出合計は13億77万5,000円でございます。

36ページをお開き願います。平成23年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金総括表でございます。負担金の合計額は、佐倉市7億4,760万4,000円、酒々井町9,399万3,000円で、負担割合はそれぞれ88.83%、11.17%の割合となります。

次に、平成23年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金算出基礎表でございます。(1)、事務事業費負担金につきましては、人口割50%、利用割50%で算出したしており、負担額は合計で6億1,670万9,000円でございます。負担割合は、佐倉市88.69%、酒々井町11.31%でございます。

37ページをごらんください。(2)、建設事業費負担金につきましては、予算編成時における当該年度の10月1日現在の住民基本台帳人口に基づき、佐倉市89.22%、酒々井町10.78%としており、負担額は合計で2億2,488万8,000円でございます。

次の38ページから43ページまでは給与費明細書、44ページは債務負担行為に関する調書、45ページは地方債に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上で議案第1号につきましてはの説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。平成22年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算(第2号)でございます。

1ページをごらんください。読み上げさせていただきます。

平成22年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算(第2号)

平成22年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,684万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,390万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成23年2月16日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 蔵和雄。

2ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。3款財産収入から15万2,000円を減額し、6款諸収入に2,700万円を追加しようとするものでございます。

歳入合計、既定額13億6,705万5,000円に補正額2,684万8,000円を追加いたしまして、歳入合計を13億9,390万3,000円にいたそうとするものでございます。

3ページをごらんください。歳出でございます。2款総務費から394万7,000円、3款衛生費から1,434万4,000円を減額し、5款諸支出金に4,513万9,000円を追加しようとするもので、歳出合計、既定額13億6,705万5,000円に補正額2,684万8,000円を追加いたしまして、歳出合計を13億9,390万3,000円にいたそうとするものでございます。

4ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正でございます。

今回の補正は、限度額を2億9,947万4,000円として、施設管理課関係の平成23年度通年業務のうち平成23年4月1日から執行するものについて、平成22年度中に契約事務を進めるために追加するものでございます。

平成23年度通年業務の詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

5ページ以降は、平成22年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算事項別明細書でございます。細部につきましては、7ページから説明させていただきます。

7ページをごらんください。歳入でございます。3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は15万2,000円の減額補正でございます。財政調整基金の定期預金の利率が当初予定を下回ったことによるものでございます。

8ページをごらんください。6款諸収入、2項雑入、1目雑入は2,700万円の追加補

正でございます。内容につきましては、有価物売却収入において、鉄、アルミ等の売却価格が上昇したことによるものでございます。

次に、歳出でございます。10ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。394万7,000円の減額補正でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、年度中の職員の給与条例等が改正されたことに伴い減額となったものでございます。9節旅費につきましては、飛灰の処理に対する現地確認及び技術者会等への出席に伴う増額でございます。13節委託料につきましては、計量棟の夜間警備及び警備会社に直接通報できる警報システムを平成22年7月より急遽追加契約いたしました。計量棟は計量システム等重要な機器を設置しており、また日中現金を取り扱っていることから、安全管理のため緊急措置であります。そのため当初予定していた給与条例など条例改正に伴う例規集データベース業務委託料から流用したことから増額となったものでございます。18節備品購入費につきましては、事務所内で使用しております15台のパソコンのうち1台が、データの入力及び保存が困難な状態になり、使用不能となりましたため、1台購入いたそうとするものでございます。また、事務室内の書類が増加し、整理のためキャビネット1個購入いたそうとするものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、職員の派遣に伴い、派遣先に職員派遣負担金を支払っておりますが、派遣終了時において精算することとなっております。派遣先と協議した結果、不足が生じることが明らかになったため、追加補正いたそうとするものでございます。

次に、12ページをごらんください。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費でございます。1,434万4,000円の減額補正でございます。11節需用費の主な内容につきましては、焼却処理施設や最終処分場浸出液処理施設で使用いたします医薬材料が、当初計画より少ない量で処理できる見込みであるため減となるものでございます。需用費全体としましては、20万円の減額補正でございます。13節委託料の主な内容につきましては、各種分析調査業務及び浸出液処理施設管理業務について競争入札を行った結果、合わせて1,088万円の減額となっております。また、焼却炉の運用で、D炉の運用が当初より多く、A、B、C、3炉の運転が当初より少なくなったため、D炉の焼却灰再生化、エコセメント化なのですが、処理業務が1,114万5,000円、焼却灰収集運搬業務委託料が106万9,000円の増額となっており、A、B、C炉の焼却灰収集運搬再生化処理業務が1,426万1,000円の減額となっております。委託費全体としましては、1,381万3,000円の

減額補正でございます。16節原材料費につきましては、最終処分場の山砂及び高炉滓の使用がなかったため購入を見合わせたことによる30万5,000円の減額補正でございます。27節公課費につきましては、自動車重量税の税率の引き下げによる2万6,000円の減額補正でございます。

次に、14ページをごらんください。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費でございますが、4,513万9,000円を増額補正し、財政調整基金として7,594万6,000円を積み立ていたそうとするものでございます。

16ページから21ページまでは給与費明細書でございます。説明は省略をさせていただきます。

続きまして、22ページは、債務負担行為で平成23年度以降にわたるものについての平成21年度末までの支出額、または支出額の見込み及び平成22年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

続きまして、23ページは、附表、平成23年度通年業務に関する一覧でございます。平成23年度当初から実施する事業で、平成22年度中に入札契約を行う必要のあるものについて、LPG購入からリサイクルセンター業務委託まで計13件を債務負担行為に追加しようとするものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

議案第3号をお願いいたします。議案第3号 専決処分の承認を求めることについて 地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

処分事項

佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

平成23年2月16日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤和雄。

次ページをお開きください。読み上げさせていただきます。

専決第4号 専決処分書 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成22年11月29日 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 藤和雄。

この案件につきましては、千葉県人事委員会の勧告及び構成市町の同様の条例改正に伴い清掃組合給与条例の一部を改正する条例等について、専決処分承認を求めるものでございます。

改正理由でございますが、公務員と民間との給与格差を解消するため、平成22年度10月8日付で、千葉県人事委員会から給料表の減額改定及び期末勤勉手当の引き下げ勧告がなされました。

これを受けまして、清掃組合の構成市町であります佐倉市では、平成22年11月29日から開催された議会定例会において、給料表の減額改定及び期末勤勉手当の引き下げ並びに4月から11月までの調整措置を行う給与条例が改正されました。

また、酒々井町におきましても平成22年11月30日の臨時議会において、勧告等に基づく給与条例が改正されました。

このことから清掃組合の給与につきましては、佐倉市に準ずる方針をとっておりますので、佐倉市と同様の改正が必要となります。このたびの改正内容は、12月期、期末勤勉手当に関する改正が含まれていることから、改正条例を11月30日までに公布し、支給基準日である12月1日までに施行することが必要でございます。

以上のことから専決処分により条例改正を行ったものでございます。

専決処分の理由でございますが、当組合は、構成市町の対応状況により条例改正を行っており、本来であれば構成市町の条例改正後に行うべきところであります。しかしながら、同様の議案を審議されております佐倉市議会の開催日が11月29日であること、また酒々井町臨時議会が11月30日であることから、公布最終日である11月30日までに日数がないため、議会を招集する時間的な余裕がない状況と判断し、地方自治法179条に規定される「特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認めるとき」を根拠として、専決処分をいたしたものでございます。

以上で議案第3号につきましての説明とさせていただきます。

議案第4号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

平成23年3月31日をもって、館山市及び南房総市学校給食組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第

286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成23年2月16日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 蕨和雄。

次ページをお願いします。協議の内容につきましては、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である館山市及び南房総市学校給食組合が、平成23年3月31日をもって解散することにより、組合の組織団体の数が減少することから、総合事務組合の規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する団体に関する規定についての改正を行うことに対する協議であります。

以上で議案第4号につきましての説明とさせていただきます。

以上雑駁な説明で恐縮で、またお聞き苦しい点多々あったかと思いますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村孝治君） これより議案第1号から議案第4号について質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質疑につきましては一問一答にてお願いいたします。

それでは、議案第1号について質疑はございますか。

兒玉議員。

○3番（兒玉正直君） 第1号の23ページにありますじん芥処理費でございますけれども、D炉はエコセメント化をして、焼却灰再生化処理業務委託をしております。それとA、B、C炉は、ちょっと違う表示になっています。焼却灰収集運搬再生化処理業務委託なのですが、このA、B、C炉はどういう処理がされているかということと、それぞれの処理の単価を教えてくださいたいと思います。

○議長（中村孝治君） 主幹。

○主幹（富永文敏君） ただいま兒玉議員から質疑いただきましたご質問について答弁をさせていただきます。

まず最初に、飛灰の処理方式の差でございますが、D炉につきましてはご質問にはなかったのですが、あらかじめ言わせていただくと、兒玉議員ご存じだと思いますけれども、エコセメントと申しまして、市原にございます市原エコセメントというところで再生セメントの材料といたしております。AからC系の古い炉の飛灰についてでございますが、これは今年度から新たに導入した方法で、鹿島の工業地帯にございます中央電気工業というところで、主に道路に使います砂利のようなものに加工するという方式をとって

ます。エコセメントですと焼成処理という、すごい高熱で焼きしめるような方法で、重油代がすごくかかるわけですがけれども、鹿島のほうに出しておりますのは、電気炉と申しまして、電気で熱をつくって、溶鉱するような形の処理になりますので、エコセメントよりは安い処理でございます。エコセメントですとトン当たり、収集運搬料を含めますと5万2,600円でございます。鹿島のほうですと4万8,700円、4,000円ちょっとぐらいの差がついてございます。

ですからなぜ、ちょっとご質問いただいていないところなのですからけれども、安いほうがいいではないかというご議論をちょうだいすることになるかと思いますが、D系の新しい焼却炉の方につきましては、工場建設ときに補助金の受給資格として飛灰の処理をエコセメントに出しますというような形で補助金の申請をしております。AからCについてはそういった縛りがございません。また、これは心配のし過ぎというようなご指摘もいただく可能性もあるかと思いますが、処理工場が1カ所に固まってしまうと、何かありましたときに途端に困ってしまうというような形で、従来の処理方法も一部残しておいたほうが安全のためにいいのではないかと、そのような判断から現在このような処理の方法をとらせていただいております。

○議長（中村孝治君） 主幹。

○主幹（富永文敏君） 中央電気の処理単価でございますが、100円、私、ちょっと間違えまして。正しい金額。

○施設管理課課長補佐（中村宏之君） 4万7,700円、先ほど4万8,700円と。

○議長（中村孝治君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認めます。

これより議案第2号について質疑を求めます。

質疑はございますか。

兒玉議員。

○3番（兒玉正直君） 14ページですが、財政調整基金ですが、補正で7,594万6,000円になりますけれども、これが今ある財政調整基金の総額と考えてよろしいのですか。

○議長（中村孝治君） 主幹。

○主幹（富永文敏君） ただいまのご質問でございますが、この7,594万6,000円と申しますのは、当初予算、これまでの予算に計上しております金額にプラス今回の補正額の

4,500何がしを加えた金額でございますので、今年度の予算で積み立てをいたそうとする額でございます。ご質問の財政調整基金自体の積立額につきましては、今年度末で、今回議案ご承認いただければ積み増します7,600万弱を積んだといたしまして、2億8,928万7,000円、約2億9,000万ぐらいの合計になる予定でございます。

○議長（中村孝治君） 御園生議員。

○1番（御園生浩士君） 1点お伺いします。

2号議案の中で警備会社との契約をしたというお話があったと思うのですが、警報が直接警備会社のほうに行くというようにお話がございましたけれども、その警報が行く先を、例えば成田市だとか、佐倉市だとか、どこどこだということを教えていただきたいのと、それからそこから人が来ると、警備会社の方が来ると思うのですが、ここへ何分ぐらいで到着するのかと、あとは警察との連携はどういうふうになっているのか教えていただければと思います。

○議長（中村孝治君） 総務課長。

○総務課長（門山孝雄君） 御園生議員のご質問なのですけれども、契約しているのは全日警株式会社でございます。警報が行きましてからこちらに見えるまで、待機場所が佐倉と八街2カ所に待機場場がありまして、八街からの待機場場からこちらに見えるので、大体10分以内でおさまるかたちになります。

あと警察のほうの連絡につきましては、直接警備会社から警察のほうへ連絡するという流れになっております。

○議長（中村孝治君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認めます。

続きまして、議案第3号について質疑はございますか。

兒玉議員。

○3番（兒玉正直君） 今回の給与改定ですが、これによって組合における職員の1人当たりの平均的な減額、それと組合全体として年間どのぐらいの引き下げ額になるのか、これをお願いします。

○議長（中村孝治君） 事務局長。

○事務局長（京増恒一君） まず、総額からお答えしたいと思います。総額でいきますと169万4,788円、細かくなりますけれども。それから、平均ということでご質問あった

かと。平均で9万429円になります。

○議長（中村孝治君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認めます。

続きまして、議案第4号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認めます。

これより議案第1号から議案第4号について討論を行います。

討論はございますか。

兒玉議員。

○3番（兒玉正直君） 議案第3号についてですが、この人事院勧告、人事委員会勧告というのは、佐倉の議会でも私も指摘したのですが、1つは、今の公務員の給与改定、減額改定というのはデフレスパイラルをさらに強化するものであると。こうした公務員の賃下げということは、またことしの春闘にもかなり影響するだろうなと思います。それぞれの自治体の来年度の個人市民税も減少してくることが予想され、予算にのってきておりますけれども、こうした今の日本の経済全体を考えると、やはりどこかで賃下げに歯どめをかけて、賃上げに転じなければならぬと思います。その中でこの人事院勧告や人事委員会勧告で賃下げというのは、それは日本経済にとって、また地域経済にとってマイナスであるということ。それが1つ。

もう一つは、不利益不遡及の原則、これに違反しているということです。給与においても、これを4月にさかのぼって適用してくるということ、これは許されないことであろうと。いいのだというような佐倉の議会での答弁もありましたけれども、私はそれは認められないことだなと思います。

もう一つ言うならば、こうした勧告があるにしても、その勧告どおりでなくて、やっぱりそれぞれの自治体、またこの組合の状況に合わせて、そのとおりではなくて、やっぱり自由度があってよかろうと、職員のことを考えて、その下げ幅もそれぞれの自治体で、またこうした組合の中でしかるべき適切な値を適用していくべきであろうと思います。

これら3点で反対といたします。

○議長（中村孝治君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中村孝治君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（中村孝治君） 以上をもちまして平成23年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後 2時34分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 中 村 孝 治

署名議員 兒 玉 正 直

署名議員 櫻 井 道 明